



大切なひとの想い、
大切に受け継いでください。

相談
無料

毎年2月は
「相続登記はお済みですか月間」です。

相続・遺言などの
ご相談は……… **お近くの司法書士へ!**

滋賀県司法書士会

相談期間 平成24年2月1日(水)～29日(水)までの1ヶ月間

相談場所 滋賀県内の各司法書士事務所にて相談をお受けします。
事前に必ず、各司法書士事務所へ電話等にてご予約ください。(県内の司法書士名簿は、HPをご覧ください)

相談例 「登記名義人が先々代のままで放置されている」「パートナーに全財産を相続させたい」
「相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができない」など

お問い合わせ先 滋賀県司法書士会 ☎ 077-525-1093
(平日 午前9時～12時、午後1時～5時)

滋賀県司法書士会 | 検索